

平成28年5月10日
内閣府（防災担当）

「平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令」について

平成28年熊本地震による災害を「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）」第2条第9号に規定する「非常災害」として指定する政令を、5月10日（火）に閣議決定しました。

これにより、被災した地方公共団体等からの要請により、国又は都道府県は、その事務に支障のない範囲内で、被災地方公共団体が本来施行することとなる災害復旧事業等を代行できるようになります。

I 「復興法」制定の経緯

阪神・淡路大震災や東日本大震災などこれまでの大規模災害における復興の枠組みは、その都度、特別法の制定により対応してきました。しかし、個別の立法措置を待つことで復興への遅れがあってはならないことから、東日本大震災による教訓と課題を踏まえ、今後発生が懸念される大規模災害からの復興のために共通する枠組みをあらかじめ法制化しておくことで、円滑かつ迅速な復興への取組を可能にするため、平成25年に「復興法」を制定しました。

II 「非常災害」として指定されることによる効果

東日本大震災では、被災による行政機能の低下等によって、自ら災害復旧事業等（漁港、砂防、道路、河川、海岸など）を実施することが困難な地方公共団体が発生しました。このため、特別法（※）を制定し、海岸保全施設の災害復旧事業などについて国等による代行がなされました。

（※）東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年法律第33号）

今回の平成28年熊本地震による災害においても、被災地方公共団体において自ら災害復旧事業等を実施することが困難な状況が発生しています。復興法第2条第9号（※）に規定する「非常災害」として政令で指定することにより、被害を受けた都道府県や市町村等が災害復旧事業等に係る工事について国や都道府県に代行を要請した場合、国や都道府県は、要請をした都道府県や市町村等における工事の実施体制など地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できるようになります。

なお、復興法による代行制度の趣旨は、被災地方公共団体の行政機能の低下を補完し、事務負担の軽減を図ることにあるため、国と地方公共団体との費用負担については、被災地方公共団体自らが施行した場合と同様となります。

また、復興法に規定する「非常災害」としての指定は、今回が初めてとなります。

（※）復興法第2条第9号

特定大規模災害等 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害をいう。

III 今後の予定

5月13日（金） 公布・施行（予定）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 小川、玉田、阿部

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）